

新潟県労働委員会事務局処務規程（昭和36年2月新潟県訓令第5号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月31日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第2条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事務局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、<u>修学部分休業、高齢者部分休業</u>及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。以下「休暇等」という。）並びに課長の5日以上の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>	<p>(事務局長の専決事項)</p> <p>第2条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 事務局長の休暇、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の部分休業、修学部分休業及び職務専念義務の免除（結核性疾病に係るもののうち1日を単位とするものを除く。以下「休暇等」という。）並びに課長の5日以上の休暇等（職員の勤務時間及び休暇等に関する規則（平成7年新潟県人事委員会規則第8-55号）第15条第1項第13号に掲げる場合における休暇（以下「夏季休暇」という。）を除き、研修及び兼職の場合にあつては、4日以内のものを含む。）の承認等を行うこと（研修及び兼職の場合にあつては、総務部長及び人事課長に合議すること。）。</p> <p>(4)～(6) (略)</p>